

岩手県告示第458号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
アイン薬局前沢店	奥州市前沢区字立石187番地3	平成25年4月1日
こずかた診療所	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割67番地1	平成25年4月8日
ホームケアクリニックえん	北上市青柳町二丁目5番15号	平成25年4月11日
近藤歯科医院	上閉伊郡大槌町小槌第22地割42番1号	平成25年4月12日
小松歯科医院	上閉伊郡大槌町大槌第15地割95番地15	〃
さくらクリニック	奥州市水沢区字大畑小路27番地1	平成25年4月18日
矢巾西口薬局	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割35番地4	平成25年4月24日